平成２９年（フ）第１８１号
埼玉県入間市宮寺4102番地28　コーポ武蔵野303
破産者　高橋寿美代
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９１号
埼玉県坂戸市仲町24番地４　パストラルハイム202号室
破産者　木村　有果
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２５号
埼玉県所沢市西所沢１丁目４番６号　エスハイム201、前住所埼玉県所沢市並木３丁目１番地２－803
破産者　肥沼　武志
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３５８号
東京都文京区小日向４丁目７番23号　ハイツ村木103
破産者　尾崎　美紀
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
神奈川県小田原市小八幡１丁目８番３号　松湘工業社員寮101、前住所神奈川県小田原市南板橋２丁目236番地　松湘工業社員寮102
破産者　上村　賢一
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1662番地の16
破産者　小島　時好
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０８号
長野県上田市常田２丁目25番15号、開始決定時の住所長野県上田市上田原651番地７
破産者　古田　　豊
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７９号
長野県佐久市長土呂788番地１　レオパレス103
破産者　土屋　俊幸
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４７号
静岡市駿河区池田111番地の１　ウィズパルティール　201、開始決定時の住所静岡県焼津市柳新屋590－８
破産者　藪内　雅惠
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８８号
名古屋市天白区元植田２丁目1101番地　メゾンキスリ103、従前の住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘７棟512号
破産者　海野　則幸
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１号
愛知県北名古屋市熊之庄十二社118番地　メゾン十二社202号
破産者　永瀬　桂一
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３８号
名古屋市南区元塩町１丁目25番地の２　ゆたか通勤寮
破産者　大原　敏明
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５２号
名古屋市東区筒井３丁目17番25号　七福マンション105号
破産者　鈴木　輝男
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４号
京都府京丹後市峰山町御旅３番地
破産者　粟倉惣之輔
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第４５４１号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目48番地３
破産者　飯田　啓方
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１号
広島市佐伯区旭園４番35―306号
破産者　淺田　祥子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
広島県呉市本通１丁目４番26号
破産者　森鮮魚店こと　森　　義徳
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県柳川市南浜武752番地３
破産者　椛島ミヨ子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係